

## 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示書面)

2025 年 10 月 1 日

株式会社うかい

株式会社箱根ガラスの森リゾート

2025年10月1日

## 吸収分割に係る事後開示書面

東京都八王子市南浅川町 3426 番地  
株式会社うかい  
代表取締役社長 紺野 俊也

愛知県名古屋市中村区那古野一丁目 43 番 5 号  
株式会社箱根ガラスの森リゾート  
代表取締役社長 谷口 幸雄

株式会社うかい（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社箱根ガラスの森リゾート（以下「承継会社」といいます。）は、2025年8月7日付で締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025年10月1日を効力発生日として、分割会社が、「箱根ガラスの森美術館」が運営する文化事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

### 記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）  
2025年10月1日
2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
  - (1) 反対株主の差止請求に係る手続の経過（会社法第 784 条の 2）  
本吸収分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過（会社法第 785 条）  
本吸収分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
  - (3) 新株予約権買取請求に係る手続の経過（会社法第 787 条）  
分割会社においては、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権者は存在しないため、該当事項はありません。
  - (4) 債権者の異議申述手続の経過（会社法第 789 条）  
分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025年8月18日付の官報及び電子公告により、債権者に対して異議申述公告を行いました。所定の期間内に同条第 1 項の規定に基づき、異議を述べた債権者はいませんでした。
3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）
  - (1) 反対株主の差止請求に係る手続の経過（会社法第 796 条の 2）  
会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、承継会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。
  - (2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過（会社法第 797 条）  
承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2025年8月18日付の官報により、株主に対して公告を行いました。同条第 1 項の規定に基づき、株式の買取りを請求した株主はいませんでした。
  - (3) 債権者の異議申述手続の経過（会社法第 799 条）  
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025年8月18日付の官報により、

債権者に対して異議申述公告を行い、かつ、同日付で知れている債権者に対して各別の催告をしましたが、所定の期間内に同条第1項の規定に基づき、異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2025年10月1日をもって、本吸収分割契約の定めに従い、分割会社が本件事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は325百万円(概算値)、負債の額は163百万円(概算値)であります。

5. 吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2025年10月1日

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上